

川本町地域おこし協力隊員 「移住プランナー」募集要項

川本町（かわもとまち）は、島根県のほぼ中央に位置しており、人口約3,300人の小さな町です。面積の約81%は山林が占める典型的な中山間地であり、町の中央には「江の川（ごうのかわ）」が縦貫し、豊かな自然であふれています。

町では、平成27年度から「かわもと暮らし情報センター」を設立し、移住・定住専門のワンストップ窓口として移住施策に特化した取り組みを行っています。更に移住者が増加するよう、移住に関する情報発信、体験ツアーの企画運営、移住相談の対応や移住後の定着支援などセンター機能を強化するため「移住プランナー」を募集します。

1. 募集人数 1名

2. 募集対象者

(1) 年齢 2019年4月1日現在で20歳以上概ね50歳まで（年齢状況により考慮します）

(2) 性別 問いません

(3) 居住地要件

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法等の適用を受けない、いわゆる都市部にお住まいの人

※地域要件があります。詳しくは、役場まちづくり推進課までお問い合わせください。

(4) 2019年10月1日に隊員として着任し、川本町に住民票を異動できる人

(5) 普通自動車運転免許を取得している、または採用までに取得予定の人

(6) パソコンを操作できる人（文書、表計算ソフトの利用とメールのやり取りは必須）

(7) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域おこし活動に取り組める人

(8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない人

- | |
|---------------------------------------------------------------------------|
| 1 成年被後見人又は被保佐人 |
| 2 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 |
| 3 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、処分の日から2年を経過しない者 |
| 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法を犯し刑に処せられた者 |
| 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

(9) 職務を誠実に履行し、前向きにまちづくりに取り組める人

3. 活動内容

隊員は、川本町役場に所属し、かわもと暮らし情報センターへ出向して移住・定住業務の支援などを行います。着任後は、地域行事への積極的な参加を通して地域に溶け込み、関係団体やその他隊員などとも連携しながら活動を行います。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ・移住に関する情報発信・PR | ・移住希望者からの相談対応 |
| ・移住相談会・フェアの対応 | ・移住体験ツアーの企画・運営 |
| ・地域の受け入れ体制の整備・調整 | ・移住後の定着支援 |
| ・隊員が自主的に行う地域おこし活動 など | |

4. 配属先

かわもと暮らし情報センター

住 所：〒696-0001 島根県邑智郡川本町川本 608-1

T E L：0855-74-2110

サイト：<http://www.kawamotogurashi.jp/>

5. 待遇等

(1) 身分

「川本町地域おこし協力隊設置要綱」「川本町非常勤嘱託職員取扱要綱」に基づき、町長が非常勤嘱託職員として委嘱します。

(2) 賃金

月額 163,600 円（地域活動支援費相当額 20,000 円含む）※賞与は支給されません。

(3) 任期

任期は年度単位とし、最長 3 年間となります。

(4) 社会保険等

厚生年金・健康保険・雇用保険に加入します。

(5) 公務災害

業務上の災害については、労働者災害補償保険等で補償されます。

(6) 勤務時間等

8 時 30 分～17 時 15 分 月 16 日（124 時間）を基本とします。

(7) 休暇等

年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇※川本町非常勤嘱託職員取扱要綱に準拠します。

(8) その他費用

①住居費（活動期間中）

町内にある住宅等に居住し、借上料は町が負担します。※町営住宅、民間住宅、空き家

②旅費

活動のため出張する場合は、旅費を支給します。

③活動支援補助金

地域おこし協力隊の趣旨<地域の活性化と隊員の 3 年後の定住>に沿った活動を要する経費に対し、隊員の活動支援を目的として交付される補助金です。

・1,000,000 円程度／年度（住居費含む）

(9) 守秘義務等

①守秘義務

地方公務員法第 34 条が適用されます。職務上で知り得た秘密を漏らしてはなりません。退職後も同様とします。

②交通違反

正規職員の基準により処分されることがあります。

③取り消し

心身の故障等により、職務が遂行できない場合に委嘱を取り消すことがあります。任期満了の場合、通知されることなく解嘱となります。※退職手当の支給はありません。

6. 応募手続

(1) 応募締切

2019年6月28日（金）必着※応募は郵送のみ

(2) 提出書類

・「移住プランナー」募集エントリーシート

[応募上の注意]

- ①事前に来町され、町の状況を把握されることをおすすめします。
- ②状況を把握したい方は、本町での生活や活動について見学や現職隊員と交流が行える、かわもと暮らし体験プログラム（かわもと暮らし情報センター主催）等により対応することができます。

7. 選考

(1) 1次審査

提出書類を審査し、7月10日頃を目途に1次審査の合否結果をお知らせします。

(2) 2次審査

1次審査合格者を対象に、川本町役場で面接審査を行います。日時等の詳細は、1次審査結果通知でお知らせします。2次審査の結果は、面接審査後、概ね7日程度で文書により結果をお知らせします。なお、2次審査にかかる交通費や宿泊費等は個人負担となります。

8. 注意事項

- ・採用後、応募の内容に虚偽が見つかった場合は、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに委嘱を取り消します。
- ・地域おこし協力隊は、町の委嘱を受けて地域協力活動を行う制度です。地域おこし協力隊の趣旨に適合しない個人的な活動を地域協力活動として行うことは認めません。町が適合しない活動内容であると判断した場合は、任期を待たずに委嘱を取り消します。

9. 申し込み・お問い合わせ先

川本町役場まちづくり推進課

住 所：〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3

T E L : 0855-72-0634

メール：teiju@town.shimane-kawamoto.lg.jp